

&lt;医師用&gt;

## 登園許可証

認定こども園 子どもの森  
矢の口幼稚園

組 園児名

下記の疾患で 年 月 日から治療中のところ、現在軽快し他児への感染のおそれはないと思われますので、 年 月 日から登園してよいことを証明します。

記

該当疾患	疾患名	出席停止期間の基準（学校保健法施行令および施行細則による） ※以下の基準に基づき、医師が判断する。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	インフルエンザ	発症後5日間を経過し、かつ解熱した後3日間を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消えて2日経過するまで
	A型肝炎ウイルス感染症	主要症状が消えて2日経過するまで
	流行性角結膜炎 （はやり目）	症状が消えるまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O157. O111）	医師より感染の恐れがないと認められること
	結核	医師より感染の恐れがないと認められること
	急性出血性結膜炎	医師より感染の恐れがないと認められること
	侵襲性髄膜炎菌感染症	医師より感染の恐れがないと認められること

※生活での注意事項

( )

年 月 日

医療機関名

医 師 名

印又はサイン